

議案第25号

大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市手数料条例の一部を改正する条例  
大田原市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）				改正前（旧）					
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）					
	手数料を徴収する事項		単位等	金額		手数料を徴収する事項		単位等	金額
(略)				(略)					
<u>5</u>	<u>建築基準法</u>	<u>建築物の容積率の特例認定申</u>	<u>1件に</u>	<u>27</u>	(新設)				
<u>3</u>	<u>第52条第</u>	<u>請手数料</u>	<u>つき</u>	<u>,0</u>					
<u>の</u>	<u>6項第3号</u>			<u>00</u>					
<u>2</u>	<u>の規定によ</u>			<u>円</u>	(略)				
	<u>る認定</u>								
(略)				(略)					
<u>5</u>	<u>建築基準法</u>	(略)			<u>5</u>	<u>建築基準法</u>	(略)		
<u>6</u>	<u>第53条第</u>				<u>6</u>	<u>第53条第</u>			

	5項の規定による許可					5項第3号の規定による許可			
(略)					(略)				
59	建築基準法第55条第3項又は第4項各号の規定による許可	(略)			59	建築基準法第55条第3項各号の規定による許可	(略)		
(略)					(略)				
83	建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定による許可	一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等に関する特例許可申請手数料	建築物(増築等を行わない一敷地内認定建築物又は増築等を行わない一敷地内許可建築物を除く。以下この部において同じ。)の数が1である場	(略)	83	建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定による許可	一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料	建築物(____)____一敷地内認定建築物又は____ ____一敷地内許可建築物を除く。以下この部において同じ。)の数が1である場	(略)

				合 建築物の数が2以上である場合	(略)
(略)					
9 2	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定	1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に	(略)	

				合 建築物の数が2以上である場合	(略)
(略)					
9 2	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定	1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に	(略)	

		適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年				適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法	
--	--	--	--	--	--	--	--

			法律第53号) 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項にて同じ。) の添付があった場合				律第53号) 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項にて同じ。) の添付があった場合		
			(略)				(略)		
		(略)					(略)		
(略)									
94	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する</u>	1 建築 物工 ネル	(1) モデル建物法 (建築物のエネル	(略)	94	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する</u>	1 建築 物工 ネル	(1) モデル建物法 (建築物のエネル	(略)

<p>る法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>ギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第10条第1号に規定す</p>	<p>ギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び99の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、市長が指定するものを</p>		<p>法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>ギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第10条第1号に規定す</p>	<p>ギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び99の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、市長が指定するものをい</p>	
---	---	--	--	--	---	---	--

		る工場等の用途に供する建築物	いう。以下この項から96の項までにおいて同じ。)を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定 (略)			る工場等の用途に供する建築物	う。以下この項から96の項までにおいて同じ。)を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定 (略)	
		(略)				(略)		
95	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確</u>	(略)		95	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保</u>	(略)		

	保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定					計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定			
96	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査</u>	(略)			96	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査</u>	(略)		
9	<u>建築物の工</u>	1	(1) 当該	(略)	9	<u>建築物の工</u>	1	(1) 当該	(略)

7	<p>エネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の一の建築物ごとに掲げる場合の区分に応</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準</u>（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合</p>		7	<p>エネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の一の建築物ごとに掲げる場合の区分に応</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準</u>（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合し</p>	
---	---	--	---	--	---	---	--	--	--

		じ、 それ ぞれ 次に 定め る金 額を 算出 して 得た 金額 を合 算し た金 額	している 旨を証す る書類（ 住宅の品 質確保の 促進等に 関する法 律第5条 第1項に 規定する 登録住宅 性能評価 機関又は 建築物の <u>エネルギー</u> <u>消費性</u> <u>能の向上</u> <u>等に関す</u> <u>る法律第</u> <u>15条第</u> <u>1項に規</u> <u>定する登</u> <u>録建築物</u> <u>エネルギ</u>			じ、 それ ぞれ 次に 定め る金 額を 算出 して 得た 金額 を合 算し た金 額	ている旨 を証する 書類（住 宅の品質 確保の促 進等に関 する法律 第5条第 1項に規 定する登 録住宅性 能評価機 関又は建 築物のエ <u>ネルギー</u> <u>消費性能</u> <u>の向上に</u> <u>関する法</u> <u>律第15</u> <u>条第1項</u> <u>に規定す</u> <u>る登録建</u> <u>築物エネ</u> <u>ルギー消</u>	
--	--	---	--	--	--	---	--	--

			<p>一消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。) 添付があった場合</p> <p>(略)</p>				<p>費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。) 添付があった場合</p> <p>(略)</p>	
		(略)			(略)			
98	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定</u></p>	(略)		98	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定</u></p>	(略)		

9	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能の認定</u>	建築物のエネルギー消費性能の認定の申請に対する審査	(1) 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー性能基準に適合している旨を証する書類 (住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は <u>建築物のエネルギー消費</u>	(略)	9	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能の認定</u>	建築物のエネルギー消費性能の認定の申請に対する審査	(1) 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー性能基準に適合している旨を証する書類 (住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は <u>建築物のエネルギー消費</u>	(略)
---	--	---------------------------	--	-----	---	--	---------------------------	--	-----

			性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。)の添付があった場合 (略)				性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。)の添付があった場合 (略)	
(略)				(略)				

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。